

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石 上 千 博 様

全日本自治団体労働組合（自治労）香川県本部

中央執行委員長 大熊 正樹

（印 略）

## 丸亀市職労組合員「小野坂香織」さんの災害に公務外災害認定取り消し判決 に対する上告を行わないことを求める打電行動について

連日の活動に敬意を表します。

さて、2018年3月24日（土）、香川県本部傘下の丸亀市職労組合員である「小野坂香織」さんが、くも膜下出血により職場で倒れました。小野坂さんは、倒れる3年前に市民活動推進課という、自治会活動を所管する課の係長級として配属となり、各地区自治会役員や、地域担当職員との調整など、各自治会の行事などに直接参加することも日常でした。昼間の地元対応で溜まった事務仕事を時間外労働でカバーする毎日でした。周りの組合員からの「ちゃんと時間外つけなよ」との声にも、「自分の要領が悪いから」と、時間外勤務命令を受けることなく、サービス残業を積み重ねる中で徐々にストレスをため込んでいきました。小野坂さんは、市民活動推進課に配属になった直後から2年続けて、「私にはこの仕事は向いていません。異動を希望します」と、異動希望調書を書いています。しかし、その希望は聞き入れられることはなく、逆に自治会の役員との調整といった難しい業務を、時間外労働もせず、しっかりとこなして来た小野坂さんしか、副課長を任せる人はいないと、人事当局に判断され、3年目の2018年3月23日（金）に、同じ市民活動推進課内で副課長への昇任内示が出ました。

しかし、小野坂さんの思いは真逆であり、まさに茫然自失の状態となりました。そして翌3月24日、休日に引き継ぎ作業をしていたまさにその時、職場のトイレで、くも膜下出血で倒れたのです。小野坂さんは救急搬送され、即日手術が行われました。術後5日目にはICUの病床で力を振り絞りながら、まだ業務引継ぎメモを作成していました。しかしその2日後に容体が急変し、その後3度の手術を繰り返した後、身体のほとんどの機能を失い、現在も意識が回復しないまま病院で療養生活を続けています。

小野坂さんの夫は、丸亀市職労とも相談し、丸亀市当局や職場の同僚・市役所の同期職員などの協力を得て、2018年10月、地方公務員災害補償基金香川県支部へ公務災害認定申請を行いました。19年8月に基金支部から「公務外」との認定がなされました。これを受け19年10月には、基金支部審査会へ審査請求を行いました。ここでも、結果は「公務外」でした。

私たちは、明らかに業務に起因し倒れた公務労働者を守る気がまったく感じられない審査会の判断はおかしいと考え、たたかいを継続していくことを決意し、日本過労死弁護団連絡会議の岩城穰（ゆたか）弁護士をはじめ3人の弁護団に代理人になっていただき、2022年1月、高松地裁に、小野坂さんの公務災害認定を求める裁判を起こしました。

そして、8回の口頭弁論を経て、今年5月、証人尋問を迎えました。証人尋問には、本人の持ち帰り残業、自治会行事への参加、議会での質問に対する対応などを主張するために当時の直属の課長、本人の当時の様子や、担当業務の大変さを主張するために直属の部下、被災を発見し、従前から残業仲間であった隣の課の職員、本人と同期入庁で頻りに昼食を共にしていた同期職員、本人にどれくらい自治会活動推進の業務のプレッシャーが課されていたのかを示すために丸亀市の連合自治会長、そして、本人の持ち帰り残業、自宅での様子を表すために夫と、6人の証人を立て、証人尋問に臨みました。

小野坂香織さんが、「自分に合わない仕事だ」「他の仕事に代わりたいたい」と思いつつも、「自分は仕事が遅いから」と、不払い残業を繰り返し、如何に、まじめにコツコツと業務に励み、その結果として、くも膜下出血に倒れたかを6人の証人は証言しました。弁護団が、「労災裁判で、これほどまで使用者側も含め一体となって闘っていただいているのは異例だ」と述べたように、まさに丸亀市の労使が一体

となった闘いを展開してきました。

しかし、2024 年 10 月 29 日、高松地方裁判所はあろうことか、「請求棄却」（公務災害と認めることはできない）との判決を下しました。私たちとしては、耳を疑うような不当判決でした。

そして、私たちとしては、ここであきらめることはできないと考え、2024 年 11 月 8 日には高松高等裁判所に控訴しました。その後、2025 年 2 月 6 日に第 1 回口頭弁論を経て、来る 4 月 22 日に高裁判決言い渡しとなっています。

今後、判決日に高裁勝訴となった場合でも、基金側が上告することは十分にあり得ます。その場合は、基金側に上告を断念させるため丸亀市職労では基金支部あての要請署名の準備を進めています。控訴期間は 2 週間です。判決後 1 週間の短期間で組合員数を超える署名を集めるべく取り組んでいきます。

つきましては、勝訴の場合、自治労本部により、直ちに全国の全単組から基金本部・基金支部への上告断念を求める要請打電行動についての要請をお願いしたいと思います。

## 記

### 1. 抗議電報・FAX の送付先

#### (1) 地方公務員災害補償基金

- ① 要請打電 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-1 平河町森タワー 8 階  
地方公務員災害補償基金 理事長 山越伸子 TEL. 03-5210-1346
- ② 抗議 FAX 03-6700-1764

#### (2) 地方公務員災害補償基金香川県支部

- ① 抗議打電 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号  
地方公務員災害補償基金香川県支部長 池田豊人 TEL. 087-832-3051
- ② 抗議 FAX 087-863-0114

### 2. 要請案文

#### 【共通部分】

高松高等裁判所 令和 6 年（行コ）第 31 号（原審：令和 4 年（行ウ）第 1 号 公務外認定処分請求事件）の判決に従い、上告せず、「小野坂香織」さんの公務災害を認定してください。

#### 【任意部分】【例文として作成した①～③から選択するか、独自に作成してください】

- ① 「小野坂香織」さんが、長時間労働にさらされ、異動できないことのショックで倒れたことは、同じ労働者（地方公務員）である私たちにとって他人事ではありません。
- ② これ以上「小野坂香織」さんとその家族を苦しめないでください。「小野坂香織」さんが、異動できないことのショックで倒れたことが、今回高松高等裁判所で公務災害として認定されたことを重く受け止めてください。
- ③ 「小野坂香織」さんと同じように、重圧に耐えながら長時間の労働に従事している地方公務員は少なくありません。全国の地方公務員が自分のこととして注目しています。

### 3. 取り組み期間

4 月 22 日勝訴判決の場合、4 月 25 日（金）まで

### 4. 問い合わせ先

自治労香川県本部（087-822-5611） 副委員長 小野

### 5. 参考資料

- ① 小野坂公務災害闘争の経過報告（別紙）
- ② 小野坂公務災害闘争の争点と意義（別紙）